

本宮市農業委員会 令和2年4月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年4月22日（水）午後1時30分
2. 開催場所 白沢公民館 2階 「大ホール」
3. 出席委員

農業委員会委員

- | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1番 | 渡邊 謙輔 | 2番 | 遠藤 政幸 | 3番 | 國分 政利 |
| 4番 | 伊藤 隆一 | 5番 | 石橋 廣基 | 6番 | 三瓶 和彦 |
| 7番 | 渡邊 善幸 | 8番 | 三瓶 修藏 | 9番 | 渡辺 喜一 |

農地利用最適化推進委員

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|----|--------|
| 1番 | 國分 隆一 | 2番 | 川名 和弘 | 3番 | 遠藤 栄太郎 |
| 4番 | 國分 政彦 | 5番 | 遠藤 俊雄 | 6番 | 阿部 修司 |
| 7番 | 佐藤 一徳 | 8番 | 遠藤 正任 | 9番 | 國分 保 |
| 10番 | 大内 俊之 | 12番 | 佐藤 博衛 | | |

4. 欠席委員 推進委員 11番 佐々木 清忠委員
5. 遅参委員 推進委員 10番 大内 俊之委員
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係長 伊藤 晋平）

事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会4月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員11番 佐々木清忠委員であります。遅刻の通告は、推進委員10番 大内俊之委員であります。 それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会4月定例会を開会いたします。 時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	今回の定例会は、新型コロナウイルス感染対策のため、短時間で進めていきたいと考えておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 次に議事録署名委員を指名いたします。農業委員1番 渡邊謙輔委員 農業委員2番 遠藤政幸委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。
会長 渡辺喜一	日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(5番 石橋 廣基 委員)

農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、石橋廣基です。今回は、渡邊謙輔委員、遠藤栄太郎委員、遠藤正任委員で調査を実施しました。</p> <p>去る4月10日（金）、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと7件の現地を調査いたしました。</p> <p>最初に、議案第21号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「一般住宅敷地が4件」、「宅地・分譲敷地が12区画分の申請が1件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第22号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1及び件番2は、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」、さらに、3月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	3月定例会許可分は、3月25日付で、許可指令証を交付いたしました。
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは日程に従い、6.付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第19号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>最初に、件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p> <p>(4番 伊藤 隆一委員)</p>
伊藤 隆一委員	<p>議案第19号件番1について、4月9日に現地調査及び申請内容の確認を阿部修司委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、現地調査に同行しました阿部修司委員から報告することはありますか</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>

会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 19 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 19 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 20 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 21 号「農地転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。

	最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 22 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。

	議案第 22 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 22 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 22 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 22 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに決定いたしました。 それでは、次に、議案第 23 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 23 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 23 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 4 月定例会を閉会いたします。

令和 2 年 4 月 22 日
(閉会午後 3 時 00 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席1番委員 渡邊 謙輔

議席2番委員 遠藤 政幸
